

資料 関係通達

〔現物給与（第6号関係）〕

（船員法第80条の規定の適用がない漁船の乗組員に支給される食料）

9 - 7 船員法第80条（食料の支給）の規定の適用がない漁船の乗組員に対しその乗船中に支給される食料については、その乗組員の勤務がその漁船の操業区域において操業する他の同条の規定の適用がある漁船の乗組員の勤務に類すると認められる場合に支給されるものに限り、令第21条第1号（非課税とされる職務上必要な給付）に掲げる食料に準じて課税しなくて差し支えない。

（制服に準ずる事務服、作業服等）

9 - 8 専ら勤務場所のみにおいて着用する事務服、作業服等については、令第21条第2号及び第3号に規定する制服に準じて取り扱って差し支えない。

（職務の遂行上やむを得ない必要に基づき貸与を受ける家屋等）

9 - 9 令第21条第4号に規定する「職務の遂行上やむを得ない必要に基づき使用者から指定された場所に居住すべきものがその指定する場所に居住するため」に貸与を受ける家屋には、次に掲げるようなものが該当する。（平14課法8-5、課個2-7、課審3-142改正）

（1） 船舶乗組員に対し提供した船室

（2） 常時交替制により昼夜作業を継続する事業場において、その作業に従事するため常時早朝又は深夜に出退勤をする使用人に対し、その作業に従事させる必要上提供した家屋又は部屋

（3） 通常の勤務時間外においても勤務を要することを常例とする看護師、守衛等その職務の遂行上勤務場所を離れて居住することが困難な使用人に対し、その職務に従事させる必要上提供した家屋又は部屋

（4） 次に掲げる家屋又は部屋

イ 早朝又は深夜に勤務することを常例とするホテル、旅館、牛乳販売店等の住み込みの使用人に対し提供した部屋

ロ 季節的労働に従事する期間その勤務場所に住み込む使用人に対し提供した部屋

ハ 鉱山の掘採場（これに隣接して設置されている選鉱場、製錬場その他の附属設備を含む。）に勤務する使用人に対し提供した家屋又は部屋

ニ 工場寄宿舎その他の寄宿舎で事業所等の構内又はこれに隣接する場所に設置されているものの部屋

(公邸)

- 9 - 10 国家公務員宿舎法第 10 条 (公邸) の規定により無料で公邸の貸与を受けることによる利益については、令第 21 条第 4 号に掲げる利益に準じて課税しなくて差し支えない。

法第 28 条《給与所得》関係

(宿日直料)

- 28 - 1 宿直料又は日直料は給与等(法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。)に該当する。ただし、次のいずれかに該当する宿直料又は日直料を除き、その支給の基因となった勤務 1 回につき支給される金額(宿直又は日直の勤務をすることにより支給される食事の価額を除く。)のうち 4,000 円(宿直又は日直の勤務をすることにより支給される食事がある場合には、4,000 円からその食事の価額を控除した残額)までの部分については、課税しないものとする。(昭 45 直審(所)55、昭 48 直法 5 - 29、直所 2 - 70、昭 49 直法 6 - 8、直所 3 - 30、昭 51 直法 6 - 12、直所 3 - 27、昭 61 直法 6 - 12、直所 3 - 20、平 3 課法 8 - 4、課所 4 - 3、平 4 課法 8 - 8、課所 4 - 10、平 6 課法 8 - 8、課所 4 - 12、平 7 課法 8 - 6、課所 4 - 12、平 8 課法 8 - 4、課所 4 - 9、平 9 課法 8 - 4、課所 4 - 12、平 10 課法 8 - 5、課所 4 - 9 改正)

(1) 休日又は夜間の留守番だけを行うために雇用された者及びその場所に居住し、休日又は夜間の留守番をも含めた勤務を行うものとして雇用された者に当該留守番に相当する勤務について支給される宿直料又は日直料

(2) 宿直又は日直の勤務をその者の通常の勤務時間内の勤務として行った者及びこれらの勤務をしたことにより代日休暇が与えられる者に支給される宿直料又は日直料

(3) 宿直又は日直の勤務をする者の通常の給与等の額に比例した金額又は当該給与等の額に比例した金額に近似するように当該給与等の額の階級区分等に応じて定められた金額(以下この項においてこれらの金額を「給与比例額」という。)により支給される宿直料又は日直料(当該宿直料又は日直料が給与比例額とそれ以外の金額との合計額により支給されるものである場合には、給与比例額の部分に限る。)

(同一人が宿直と日直とを引き続いて行った場合)

- 28 - 2 同一人が宿直と日直とを引き続いて行った場合(土曜日等通常の勤務時間が短い日の宿直で、宿直としての勤務時間が長いため、通常の日の宿直料よりも多額の宿直料が支給される場合を含む。)には、通常の宿直又は日直に相当する勤務時間を経過するごとに宿直又は日直を 1 回行ったものとして、28 - 1 のただし書の取扱いを適用する。

(年額又は月額により支給される旅費)

- 28 - 3 職務を遂行するために行う旅行の費用に充てるものとして支給される金品であっても、年額又は月額により支給されるものは、給与等とする。ただし、その支給を受けた者の職務を遂行するために行う旅行の実情に照らし、明らかに法第 9 条第 1 項第 4 号(非課税所得)に掲げる金品に

相当するものと認められる金品については、課税しない。

(役員等に支給される交際費等)

28 - 4 使用者から役員又は使用人に交際費、接待費等として支給される金品は、その支給を受ける者の給与等とする。ただし、使用者の業務のために使用すべきものとして支給されるもので、そのために使用したことの事績の明らかなものについては、課税しない。

(雇用契約等に基づいて支給される結婚祝金品等)

28 - 5 使用者から役員又は使用人に対し雇用契約等に基づいて支給される結婚、出産等の祝金品は、給与等とする。ただし、その金額が支給を受ける者の地位等に照らし、社会通念上相当と認められるものについては、課税しなくて差し支えない。

28 - 6 削 除(昭 63 直法 6 - 1、直所 3 - 1改正)

(委員手当等)

28 - 7 国又は地方公共団体の各種委員会(審議会、調査会、協議会等の名称のものを含む。)の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等とする。ただし、当該委員会を設置した機関から他に支払われる給与等がなく、かつ、その委員会の委員として旅費その他の費用の弁償を受けない者に対して支給される当該謝金、手当等の報酬で、その年中の支給額が1万円以下であるものについては、課税しなくて差し支えない。この場合において、その支給額が1万円以下であるかどうかは、その所属する各種委員会ごとに判定するものとする。(平 2 直法 6 - 5、直所 3 - 6改正)

(地方自治法の規定による費用の弁償)

28 - 8 地方自治法第 203 条第 3 項(報酬、費用弁償等)の規定により受ける費用の弁償は、法第 9 条第 1 項第 4 号に掲げる金品に該当するものその他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものを除き、給与等とする。(昭 46 直審(所)19 改正)

(非常勤の消防団員が支給を受ける各種の手当等)

28 - 9 消防組織法第 15 条(消防団)の規定に基づき市町村に設置された消防団に勤務する非常勤の消防団員が当該市町村から支給を受ける各種の手当等については、次による。(昭 46 直審(所)19 追加、昭 60 直法 6 - 5、直所 3 - 6、昭 63 直法 6 - 7、直所 3 - 8改正)

(1) 当該非常勤の消防団員が、消防、水防等のために出勤した場合に支給を受ける出勤手当、

警戒手当、訓練手当等で、その者の出勤の回数に応じて支給されるもの(以下この項において「出勤手当等」という。)については、28 - 8の「その職務を行うために要した費用の弁償」に該当するものとして差し支えない。

(2) 当該非常勤の消防団員が、その者の出勤の回数に関係なくあらかじめ定められている年額、月額等によって支給を受ける報酬については、その年中の支給額が5万円以下であるものに限り、課税しなくて差し支えない。

(医師又は歯科医師が支給を受ける休日、夜間診療の委嘱料等)

28 - 9の2 医師又は歯科医師が、地方公共団体等の開設する救急センター、病院等において休日、祭日又は夜間に診療等を行うことにより地方公共団体等から支給を受ける委嘱料等は、給与等に該当する。(昭55直所3 - 19、直法6 - 8追加)

(注) 地方公共団体等から支払を受ける委嘱料等に係る所得で、事業所得に該当するものについては、27 - 5の(5)参照

(派遣医が支給を受ける診療の報酬等)

28 - 9の3 大学病院の医局等若しくは教授等又は医療機関のあっせんにより派遣された医師又は歯科医師が、派遣先の医療機関において診療等を行うことにより当該派遣先の医療機関から支給を受ける報酬等は、給与等に該当する。(昭55直所3 - 19、直法6 - 8追加)

(注)1 大学病院の医局等とは、大学の医学部、歯学部若しくはその附属病院又はこれらの教室若しくは医局をいう。

2 教授等とは、大学病院の医局等の教授、助教授、講師又は助手をいう。

(給与等の受領を辞退した場合)

28 - 10 給与等の支払を受けるべき者がその給与等の全部又は一部の受領を辞退した場合には、その支給期の到来前に辞退の意思を明示して辞退したものに限り、課税しないものとする。

(注) 既に支給期が到来した給与等の受領を辞退した場合については、181 ~ 223 共 - 2及び181 ~ 223 共 - 3参照

〔給与等に係る経済的利益〕 36 条関係

(課税しない経済的利益……永年勤続者の記念品等)

36 - 21 使用者が永年勤続した役員又は使用人の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品(現物に代えて支給する金銭は含まない。)を支給することにより当該役員又は使用人が受ける利益で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、課税しなくて差し支えない。(昭 46 直審(所)19 改正)

(1) 当該利益の額が、当該役員又は使用人の勤続期間等に照らし、社会通念上相当と認められること。

(2) 当該表彰が、おおむね 10 年以上の勤続年数の者を対象とし、かつ、2 回以上表彰を受ける者については、おおむね 5 年以上の間隔をおいて行われるものであること。

(課税しない経済的利益……創業記念品等)

36 - 22 使用者が役員又は使用人に対し創業記念、増資記念、工事完成記念又は合併記念等に際し、その記念として支給する記念品(現物に代えて支給する金銭は含まない。)で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、課税しなくて差し支えない。ただし、建築業者、造船業者等が請負工事又は造船の完成等に際し支給するものについては、この限りでない。(昭 60 直法 6 - 5、直所 3 - 6 改正)

(1) その支給する記念品が社会通念上記念品としてふさわしいものであり、かつ、そのものの価額(処分見込価額により評価した価額)が 1 万円以下のものであること。

(2) 創業記念のように一定期間ごとに到来する記念に際し支給する記念品については、創業後相当な期間(おおむね 5 年以上の期間)ごとに支給するものであること。

(課税しない経済的利益……商品、製品等の値引販売)

36 - 23 使用者が役員又は使用人に対し自己の取り扱う商品、製品等(有価証券及び食事を除く。)の値引販売をすることにより供与する経済的利益で、次の要件のいずれにも該当する値引販売により供与するものについては、課税しなくて差し支えない。(昭 51 直所 3 - 1、直法 6 - 1、直資 3 - 1 改正)

(1) 値引販売に係る価額が、使用者の取得価額以上であり、かつ、通常他に販売する価額に比し著しく低い価額(通常他に販売する価額のおおむね 70% 未満)でないこと。

(2) 値引率が、役員若しくは使用人の全部につき一律に、又はこれらの者の地位、勤続年数等に応じて全体として合理的なバランスが保たれる範囲内の格差を設けて定められていること。

(3) 値引販売をする商品等の数量は、一般の消費者が自己の家事のために通常消費すると認められる程度のものであること。

(注) 食事については、36 - 24、36 - 38 及び 36 - 38 の2参照

(課税しない経済的利益……残業又は宿日直をした者に支給する食事)

36 - 24 使用者が、残業又は宿直若しくは日直をした者(その者の通常の勤務時間外における勤務としてこれらの勤務を行った者に限る。)に対し、これらの勤務をすることにより支給する食事については、課税しなくて差し支えない。(昭 50 直法 6 - 4、直所 3 - 8改正)

(課税しない経済的利益……掘採場勤務者に支給する燃料)

36 - 25 鉱業を営む使用者が自己の掘採場(これに隣接して設置されている選鉱場、製錬場その他の付属設備を含む。)に勤務する使用人に対し、これらの者の保健衛生のため、社会通念上通常必要な厚生施設の設置に代えて支給すると認められる程度の石炭、薪等の燃料については、課税しなくて差し支えない。

(課税しない経済的利益……寄宿舎の電気料等)

36 - 26 使用者が寄宿舎(これに類する施設を含む。以下この項において同じ。)の電気、ガス、水道等の料金を負担することにより、当該寄宿舎に居住する役員又は使用人が受ける経済的利益については、当該料金の額がその寄宿舎に居住するために通常必要であると認められる範囲内のものであり、かつ、各人ごとの使用部分に相当する金額が明らかでない場合に限り、課税しなくて差し支えない。

36 - 27 削除(昭 50 直法 6 - 4、直所 3 - 8改正)

(課税しない経済的利益……金銭の無利息貸付け等)

36 - 28 使用者が役員又は使用人に対し金銭を無利息又は 36 - 49 により評価した利息相当額に満たない利息で貸し付けたことにより、その貸付けを受けた役員又は使用人が受ける経済的利益で、次に掲げるものについては、課税しなくて差し支えない。(平 11 課法 8 - 11、課所 4 - 23改正)

(1) 災害、疾病等により臨時的に多額な生活資金を要することとなった役員又は使用人に対し、その資金に充てるために貸し付けた金額につき、その返済に要する期間として合理的と認められる期間内に受ける経済的利益

(2) 役員又は使用人に貸し付けた金額につき、使用者における借入金の平均調達金利(例えば、当該使用者が貸付けを行った日の前年中又は前事業年度中における借入金の平均残高に占める当該前年中又は前事業年度中に支払うべき利息の額の割合など合理的に計算された利率をい

う。)など合理的と認められる貸付利率を定め、これにより利息を徴している場合に生じる経済的利益

(3) (1)及び(2)の貸付金以外の貸付金につき受ける経済的利益で、その年(使用者が事業年度を有する法人である場合には、その法人の事業年度)における利益の合計額が5,000円(使用者が事業年度を有する法人である場合において、その事業年度が1年に満たないときは、5,000円にその事業年度の月数(1月未満の端数は1月に切り上げた月数)を乗じて12で除して計算した金額)以下のもの

(課税しない経済的利益……用役の提供等)

36 - 29 使用者が役員若しくは使用人に対し自己の営む事業に属する用役を無償若しくは通常対価の額に満たない対価で提供し、又は役員若しくは使用人の福利厚生のための施設の運営費等を負担することにより、当該用役の提供を受け又は当該施設を利用した役員又は使用人が受ける経済的利益については、当該経済的利益の額が著しく多額であると認められる場合又は役員だけを対象として供与される場合を除き、課税しなくて差し支えない。

(課税しない経済的利益……使用者が負担するレクリエーションの費用)

36 - 30 使用者が役員又は使用人のレクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事の費用を負担することにより、これらの行事に参加した役員又は使用人が受ける経済的利益については、使用者が、当該行事に参加しなかった役員又は使用人(使用者の業務の必要に基づき参加できなかった者を除く。)に対しその参加に代えて金銭を支給する場合又は役員だけを対象として当該行事の費用を負担する場合を除き、課税しなくて差し支えない。

(注) 上記の行事に参加しなかった者(使用者の業務の必要に基づき参加できなかった者を含む。)に支給する金銭については、給与等として課税することに留意する。

(使用者契約の養老保険に係る経済的利益)

36 - 31 使用者が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする養老保険(被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険をいい、傷害特約等の特約が付されているものを含むが、36 - 31 の3に定める定期付養老保険を含まない。以下36 - 31 の5までにおいて同じ。)に加入してその保険料(令第64条(確定給付企業年金規約等に基づく掛金等の取扱い)及び第65条(不適格退職共済契約等に基づく掛金の取扱い)の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。)を支払ったことにより当該役員又は使用人が受ける経済的利益(傷害特約等の特約に係る保険料の額に相当する金額を除く。)については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。(昭63直法6 - 7、直所3 - 8追加、平14課法8 - 5、課個2 - 7、課審3 - 142改正)

(1) 死亡保険金(被保険者が死亡した場合に支払われる保険金をいう。以下 36 - 31 の2までにおいて同じ。)及び生存保険金(被保険者が保険期間の満了の日その他一定の時期に生存している場合に支払われる保険金をいう。以下この項において同じ。)の受取人が当該使用者である場合 当該役員又は使用人が受ける経済的利益はないものとする。

(2) 死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合 その支払った保険料の額に相当する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等とする。

(3) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該使用者である場合 当該役員又は使用人が受ける経済的利益はないものとする。ただし、役員又は特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを被保険者としている場合には、その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等とする。

(注)1 傷害特約等の特約に係る保険料を使用者が支払ったことにより役員又は使用人が受ける経済的利益については、36 - 31 の4参照

2 上記(3)のただし書については、次によることに留意する。

(1) 保険加入の対象とする役員又は使用人について、加入資格の有無、保険金額等に格差が設けられている場合であっても、それが職種、年齢、勤続年数等に応ずる合理的な基準により、普遍的に設けられた格差であると認められるときは、ただし書を適用しない。

(2) 役員又は使用人の全部又は大部分が同族関係者である法人については、たとえその役員又は使用人の全部を対象として保険に加入する場合であっても、その同族関係者である役員又は使用人については、ただし書を適用する。

(使用者契約の定期保険に係る経済的利益)

36 - 31 の2 使用者が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする定期保険(一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険をいい、傷害特約等の特約が付されているものを含む。以下 36 - 31 の5までにおいて同じ。)に加入してその保険料を支払ったことにより当該役員又は使用人が受ける経済的利益(傷害特約等の特約に係る保険料の額に相当する金額を除く。)については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。(昭 63 直法 6 - 7、直所 3 - 8 追加)

(1) 死亡保険金の受取人が当該使用者である場合 当該役員又は使用人が受ける経済的利益はないものとする。

(2) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族である場合 当該役員又は使用人が受ける経済的

利益はないものとする。ただし、役員又は特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを被保険者としている場合には、当該保険料の額に相当する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等とする。

(注)1 傷害特約等の特約に係る保険料を使用者が支払ったことにより役員又は使用人が受ける経済的利益については、36 - 31 の4参照

2 36 - 31 の(注)2の取扱いは、上記(2)のただし書について準用する。

(使用者契約の定期付養老保険に係る経済的利益)

36 - 31 の3 使用者が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする定期付養老保険(養老保険に定期保険を付したものをいう。以下36 - 31 の5までにおいて同じ。)に加入してその保険料を支払ったことにより当該役員又は使用人が受ける経済的利益(傷害特約等の特約に係る保険料の額に相当する金額を除く。)については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。(昭63直法6 - 7、直所3 - 8追加)

(1) 当該保険料の額が生命保険証券等において養老保険に係る保険料の額と定期保険に係る保険料の額とに区分けされている場合 それぞれの保険料の支払があったものとして、それぞれ36 - 31 又は36 - 31 の2の例による。

(2) (1)以外の場合 36 - 31 の例による。

(注) 傷害特約等の特約に係る保険料を使用者が支払ったことにより役員又は使用人が受ける経済的利益については、36 - 31 の4参照

(使用者契約の傷害特約等の特約を付した保険に係る経済的利益)

36 - 31 の4 使用者が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする傷害特約等の特約を付した養老保険、定期保険又は定期付養老保険に加入し、当該特約に係る保険料を支払ったことにより当該役員又は使用人が受ける経済的利益はないものとする。ただし、役員又は特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを傷害特約等に係る給付金の受取人としている場合には、当該保険料の額に相当する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等とする。(昭63直法6 - 7、直所3 - 8追加)

(注) 36 - 31 の(注)2の取扱いは、上記ただし書について準用する。

(使用者契約の生命保険契約の転換をした場合)

36 - 31 の5 使用者がいわゆる契約転換制度によりその加入している養老保険又は定期付養老保険を他の養老保険、定期保険又は定期付養老保険(以下この項において「転換後契約」とい

う。)に転換した場合には、その転換のあった日に転換後契約の責任準備金に充当される部分の金額(36 - 31 から 36 - 31 の 3 までの取扱いにより、役員又は使用人に対する給与等とされている金額がある場合には当該金額を除く。)に相当する金額の保険料の一時払いをしたものとして、転換後契約の内容に応じて 36 - 31 から 36 - 31 の 3 までの例による。(昭 63 直法 6 - 7、直所 3 - 8 追加)

(生命保険契約に係る取扱いの準用)

36 - 31 の 6 36 - 31 から 36 - 31 の 5 までの取扱いについては、法第 76 条第 3 項(生命保険料控除)に規定する生命保険契約等(以下 36 - 32 までにおいて「生命保険契約等」という。)のうち、同項第 2 号及び第 3 号に規定する契約について準用する。(昭 63 直法 6 - 7、直所 3 - 8 追加)

(使用者契約の保険契約等に係る経済的利益)

36 - 31 の 7 使用者が自己を契約者とし、役員又は使用人のために次に掲げる保険契約又は共済契約(当該契約期間の満了に際し満期返戻金、満期共済金等の給付がある場合には、当該給付の受取人を使用者としている契約に限る。)に係る保険料(共済掛金を含む。以下この項において同じ。)を支払ったことにより当該役員又は使用人が受ける経済的利益については、課税しなくて差し支えない。ただし、役員又は特定の使用人のみを対象として当該保険料を支払うこととしている場合には、その支払った保険料の額(その契約期間の満了に際し満期返戻金、満期共済金等の給付がある場合には、支払った保険料の額から積立保険料に相当する部分の金額を控除した金額)に相当する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等とする。(昭 63 直法 6 - 7、直所 3 - 8 追加、平 13 課法 8 - 6、課個 2 - 17、課審 3 - 89 改正)

(1) 役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)の身体を保険の目的とする法第 76 条第 3 項第 4 号に掲げる保険契約

(2) 役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)の身体を保険若しくは共済の目的とする損害保険契約又は共済契約

(3) 役員又は使用人に係る法第 77 条第 1 項(損害保険料控除)に規定する家屋又は資産(役員又は使用人から賃借している建物等で当該役員又は使用人に使用させているものを含む。)を保険若しくは共済の目的とする損害保険契約又は共済契約

(使用人契約の保険契約等に係る経済的利益)

36 - 31 の 8 使用者が、役員又は使用人が負担すべき次に掲げるような保険料又は掛金を負担する場合には、その負担する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等に該当することに留意する。(昭 63 直法 6 - 7、直所 3 - 8 追加、平 5 課法 8 - 2、課所 4 - 6 改正、平 14 課法 8 - 5、課

個2 - 7、課審3 - 142 改正)

(1) 役員又は使用人が契約した生命保険契約等(確定給付企業年金規約及び適格退職年金契約に係るものを除く。以下36 - 32において同じ。)又は法第77条第2項に規定する損害保険契約等(以下36 - 32において「損害保険契約等」という。)に係る保険料又は掛金

(2) 法第74条第2項(社会保険料控除)に規定する社会保険料

(3) 法第75条第2項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金

(課税しない経済的利益……使用者が負担する小額な保険料等)

36 - 32 使用者が役員又は使用人のために次に掲げる保険料又は掛金を負担することにより当該役員又は使用人が受ける経済的利益については、その者につきその月中に負担する金額の合計額が300円以下である場合に限り、課税しなくて差し支えない。ただし、使用者が役員又は特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを対象として当該保険料又は掛金を負担することにより当該役員又は使用人が受ける経済的利益については、この限りでない。(昭46直審(所)19、昭63直法6 - 7、直所3 - 8改正)

(1) 健康保険法、雇用保険法、厚生年金保険法又は船員保険法の規定により役員又は使用人が被保険者として負担すべき保険料

(2) 生命保険契約等又は損害保険契約等に係る保険料又は掛金(36 - 31 から 36 - 31 の7までにより課税されないものを除く。)

(注) 使用者がその月中に負担する金額の合計額が300円以下であるかどうかを判定する場合において、上記の契約のうち保険料又は掛金の払込みを年払、半年払等により行う契約があるときは、当該契約に係るその月中に負担する金額は、その年払、半年払等による保険料又は掛金の月割額とし、使用者が上記の契約に基づく剰余金又は割戻金の支払を受けたときは、その支払を受けた後に支払った保険料又は掛金の額のうちその支払を受けた剰余金又は割戻金の額に達するまでの金額は、使用者が負担する金額には含まれない。

(使用者が負担する役員又は使用人の行為に基因する損害賠償金等)

36 - 33 使用者が役員又は使用人の行為に基因する損害賠償金(慰謝料、示談金等他人に与えた損害を補てんするために支出するすべてのもの及びこれらに関連する弁護士の報酬等の費用

を含む。以下この項において「損害賠償金」という。)を負担することにより当該役員又は使用人が受ける経済的利益については、次による。

(1) その損害賠償金等の基因となった行為が使用者の業務の遂行に関連するものであり、かつ、行為者の故意又は重過失に基づかないものである場合には、その役員又は使用人が受ける経済的利益はないものとする。

(2) その損害賠償金等の基因となった行為が(1)以外のものである場合には、その負担する金額は、その役員又は使用人に対する給与等とする。ただし、その負担した金額のうち、その行為者の支払能力等からみてその者に負担させることができないためやむを得ず使用者が負担したと認められる部分の金額がある場合には、当該部分の金額については、(1)の場合に準ずる。

(使用者が負担するゴルフクラブの入会金)

36 - 34 使用者がゴルフクラブの入会金を負担することにより当該使用者の役員又は使用人が受ける経済的利益については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次による。(昭 63 直法6 - 7、直所3 - 8改正)

(1) 法人会員として入会した場合 記名式の法人会員で名義人である特定の役員又は使用人が専ら法人の業務に関係なく利用するため、これらの者が負担すべきものであると認められるときは、その入会金に相当する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等とする。

(2) 役員又は使用人が個人会員として入会した場合 入会金に相当する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等とする。ただし、無記名式の法人会員制度がないため役員又は使用人を個人会員として入会させた場合において、その入会が法人の業務の遂行上必要であると認められ、かつ、その入会金を法人が資産に計上したときは、当該役員又は使用人が受ける経済的利益はないものとする。

(注) この入会金は、ゴルフクラブに入会するために支出する費用であるから、他人の有する会員権を購入した場合には、その購入代価のほか他人の名義を変更するためにゴルフクラブに支出する費用も含まれる。

(使用者が負担するゴルフクラブの年会費等)

36 - 34 の2 使用者がゴルフクラブの年会費その他の費用を負担することにより当該使用者の役員又は使用人が受ける経済的利益については、次による。(昭 63 直法6 - 7、直所3 - 8追加)

(1) 使用者がゴルフクラブの年会費、年決めロッカ - 料その他の費用(その名義人を変更するた

めに支出する名義書換料を含み、プレ - をする場合に直接要する費用を除く。)を負担する場合には、その入会金が法人の資産として計上されているときは、当該役員又は使用人が受ける経済的利益はないものとし、その入会金が 36 - 34 により給与等とされているときは、その負担する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等とする。

(2) 使用者が、プレ - をする場合に直接要する費用を負担する場合には、その負担する金額は、そのプレ - をする役員又は使用人に対する給与等とする。ただし、その費用が使用者の業務の遂行上必要なものであると認められるときは、当該役員又は使用人が受ける経済的利益はないものとする。

(使用者が負担するレジャ - クラブの入会金等)

36 - 34 の3 使用者がレジャ - クラブ(宿泊施設、体育施設その他のレジャ - 施設を会員に利用させることを目的とするクラブでゴルフクラブ以外のものをいう。)の入会金、年会費その他の費用を負担することにより当該使用者の役員又は使用人が受ける経済的利益については、次による。(昭 63 直法 6 - 7、直所 3 - 8 追加)

(1) 使用者が入会金を負担する場合には、36 - 34 の例による。

(2) 使用者が年会費その他の費用(レジャ - クラブの利用にに応じて支払われる費用を除く。)を負担する場合には、36 - 34 の2の(1)の例による。

(3) 使用者がレジャ - クラブの利用にに応じて支払われる費用を負担する場合において、その費用が特定の役員又は使用人が負担すべきものであると認められるときは、その負担する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等とする。

(使用者が負担する社交団体の入会金等)

36 - 35 使用者が社交団体(ゴルフクラブ、レジャ - クラブ、ロ - タリ - クラブ及びライオンズクラブを除く。)の入会金、会費その他の費用を負担することにより当該使用者の役員又は使用人が受ける経済的利益については、次による。(昭 46 直審(所)19、昭 63 直法 6-7、直所 3-8 改正)

(1) 個人会員として入会した役員又は使用人に係る入会金及び経年会費を負担する場合には、その負担する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等とする。ただし、法人会員制度がないため役員又は使用人を個人会員として入会させた場合において、その入会が法人の業務の遂行上必要であると認められるときは、この限りでない。

(2) 経常会費以外の費用を負担する場合には、その費用が使用者の業務の遂行上必要なものであると認められるときは、当該役員又は使用人が受ける経済的利益はないものとし、その費用が特定の役員又は使用人の負担すべきものであると認められるときは、その負担する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等とする。

(使用者が負担するロータリークラブ及びライオンズクラブの入会金等)

36 -35 の 2 使用者がロータリークラブ又はライオンズクラブに対する入会金、会費その他の費用を負担することにより当該使用者の役員又は使用人が受ける経済的利益については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次による。(昭 63 直法 6-7、直所 3-8 追加)

(1) 入会金又は経常会費を負担する場合 当該役員又は使用人が受ける経済的利益はないものとする。

(2) 経常会費以外の費用を負担する場合 当該役員又は使用人が受ける経済的利益はないものとする。ただし、その費用が会員である特定の役員又は使用人の負担すべきものであると認められるときは、その負担する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等とする。